

【挨拶】埼玉県環境部長 竹内 康樹

皆さんこんにちは。

埼玉県環境部長の竹内でございます。

本日はご多忙の中そしてこの暑い中、埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会令和8年度総会にご出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

また日頃から本県のサーキュラーエコノミーの推進に格別なご理解を賜り厚くお礼を申し上げます。

初めに本総会は当初6月3日の開催を予定しておりましたが台風の接近に伴いましてやむを得ず本日に延期をさせていただきました。

会員の皆様には改めて日程を調整くださり、オンライン参加の方も含め本日こうした多くの方々にお集まりいただけましたこと深く感謝を申し上げます。

本日はこれまでの総会で最多の参加者となっております。

また本分科会の開催会員数も昨年度から約100者増加をいたしまして6月末現在で421団体に達したところです。

これもひとえに皆様方をはじめ社会のサーキュラーエコノミーへの関心が高まっています表れと感じております。

本日は基調講演といたしまして、環境省関東環境局 資源循環・災害廃棄物対策課長の 甲斐 文祥 様、経済産業省関東経済産業局 環境・資源循環経済課長の 三枝 徳行 様からサーキュラーエコノミーの最新の動向につきましてお話を賜ります。また会員企業による自治体と連携した取組の紹介も予定をしております。

さらに全体会の後には同会場で交流会を予定しております。会員の皆様から合計20もの様々な内容のショートプレゼンテーションセッションを実施していただきます。

盛りだくさんの半日となりますが新たなビジネス展開の参考としていただき、皆様と連携をしながらサーキュラーエコノミーの取り組みがさらに広がっていけばと思っております。

さて、本県ではイラン情勢に対応すべく6月の埼玉定例県議会におきまして物価高騰や石油等由来製品の供給不足、価格高騰の影響を受ける事業者様への支援につきまして補正予算が成立をしたところでございます。

この補正予算による支援の内容につきましては、県ホームページのイラン情勢への対応からリンクしている特設ページ、中東情勢等に対応した事業者の緊急支援でご案内をしております。

その他、県や市町村国の支援情報については事業者支援情報検索アプリに掲載しておりますのでぜひともご活用ください。

また、こうした情勢を考えまして環境省からは「国内で資源を循環させ供給力を高めることの重要性」が強く発信をされております。サーキュラーエコノミーは資源を生み出し供給につなげる取組であり、今後の我が国の経済経盤を支えるキーファクターになると考えております。

改めて県といたしまして、サーキュラーエコノミーの潮流を大きくし加速させることに全力を尽してまいり所存でございます。
引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本日限られた時間ではございますが 皆様にとって有意義な機会となりますことを祈念申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。
本日はよろしくお願いいたします。

**【基調講演①】講師：環境省関東環境局 資源循環・災害廃棄物対策課
課長 甲斐 文祥 様**

基調講演、事例紹介の進行は、本分科会のアドバイザーであります、アーティクル株式会社代表取締役 加藤 佑 様をお願いしたいと存じます。
加藤アドバイザーよろしくお願いいたします

皆様こんにちは。
ここから進行を務めさせていただきます。
当分科会のアドバイザーを務めております加藤と申します。
どうぞよろしくお願いいたします

それではサーキュラーエコノミーの動向につきまして、環境省関東環境局資源循環・災害廃棄物対策課長の甲斐 文祥様にご講演をいただきます。
甲斐様どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご紹介に預かりました、環境省関東環境局で資源循環災害廃棄物対策課長をしております、甲斐と申します。
本日はこういったたくさんの方がお集まりの場で、貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

今日ちょっと自分で申し上げるのも何ではございますが、スライドの方は若干あっさりしておりますけれども、ポイントをよくご理解いただけるように説明してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私ども環境省の方からはサーキュラーエコノミーに関する最新動向等についてということでお話しさせていただきます。

本日ご理解をいただきたいところというのは、大きく3つございまして、1つがまず先ほど埼玉県様のご挨拶の方でもございました通りサーキュラーエコノミー、これも国としてしっかり進めていきたいというふうに考えているということと、その背景についてまずしっかりご説明したいと思っております。

それから2つ目がいろんな関係制度が廃棄物分野ございますとりわけ近年いろんな法律が新たに制定されたり、本国会でも見直されたというような状況がございます。

そういった中で今日の講演のテーマとしては、再資源化事業等高度化法、これについてしっかりご説明をというご希望もいただいておりますので、こちらの概要ですとか認定の事例などについてよくご説明したいと思えます。

最後に私ども環境省関東環境局というふうに申しますけれども、今日実はこの名前になって初めてこういった場で講演させていただきます。

実は6月3日台風が来た時には環境省の関東地方環境事務所という名前だったのですが、今国会でも環境省の関係する制度を見直していただきまして、環境省の地方支部部局が関東環境局含めて地方環境局という名前になりました。

こちらはこの分科会のテーマであります資源循環を含めてこの分野をしっかり取り組んでいく必要があると、そのための体制を国としてしっかり整えるというそういった意思表示の一つではございます。

前置き長くなりましたけれども、ぜひこういった機会がございましたら今後とも官民間問わずいろいろと私どもの方に講演や中継といった、いろんな各種連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では少々長くなりましたが、サーキュラーエコノミーの施策の方向性ということでまず覚えていただきたいと申し上げた３つの内容のうち、国としてサーキュラーエコノミーを進めようとしている背景とその姿勢についてご紹介させていただきます。

まずお手元の３ページになりますけれども循環経済又はサーキュラーエコノミーということで、近年国の方で推進しようとしておりますが、もとの背景といたしましては、我が国全体として天然資源を輸入し、それを製造業等で加工や利用し、それを一定程度使ったら廃棄するという、そういうサイクルがかつてから現在までございます。

そういった中でこのサーキュラーエコノミー又はリニアエコノミーというものとの比較で申し上げますと、サーキュラーにしていくことでこの一度経済システムに入れていった天然資源をできるだけ循環的に、サーキュラーに使って回していく、それによって富を目指して環境保全も図っていくと、大まかにはこういった考え方でございまして、こういった取組が進んでいくと資源の有効利用といったことだけでなく、脱酸素でありますとか、あと産業競争機能の強化、地方創生、それから経済安保とか、様々な分野とウィンウィンの関係を作れるのではないかとということで国で現在推進しようとしております。

ひるがえって国際的な情勢ということですと、こういった非常に重要な政策でございますので、日本だけでなく海外でも取組が現在進められようとしております。

例えばEUやアメリカでも取組がございまして、特にEUの場合は再生プラなどを自動車に一定の比率で使うように義務付けるような法令が整理されるとかですね。

他にもいろんな動向が各地で進められていたり、又はこういった海外の動向を踏まえてグローバル企業の中にもブランドイメージの維持とか様々な戦略性とか先見の考え方にに基づきまして自主的に取組を進めようとしてとか、そういった大きな動向がございます。

こういった中で日本の国内の課題といたしましては、動静脈連携という言葉がよく使われますが、これは従来からの廃棄物処理業、こちらは静脈産業と呼ばれております。そこから材料としてリサイクル原料となったものが動脈産業、要するには製造業等となりますが、そちらに供給されて回っていくというサイクルがまだ十分連携が進んでいないと。

この辺りが課題だということで、今日の交流会などでもいろんな分野の企業様などがお越しかと思いますが、こういった実際のものの流れを変えていけるようにしていくというところが、今後の課題と考えております、

あと、国の方ではいろいろ関係する計画を作っておりまして、一つが第5次循環基本計画というものがございます。

こちらはちょうど2年前に作られた閣議決定の計画でございまして、閣議決定というのはよくニュース等で聞かれると思いますが、全大臣が合意して作られるというもので、こういった計画の中でサーキュラーエコノミーをしっかりと進めようということで位置づけているものでございます。

この中でいろんな内容が書かれていますが、今日ぜひ覚えて帰っていただきたいところとしては、やはり民間企業さんだけでできないこと、地方公共団体でできないこと、学会や国といった、幅広く関係してくる取組になりますので、ぜひこういった場も活用していただきながら、その中で縦横いろんな連携を図りながら、それぞれができることを考えていっていただきたいなと思っています。

そしてこちらが、冒頭の県からご挨拶でもいただいた国内でしっかり循環を回していく必要があるというのを模式的に表した図でございます。

真ん中の灰色のところに矢印がございますが、これが海外から国内への資源・物の流れをイメージして作っております。その中の上側のちょっと金の延べ棒を積んだようなところが2つございますけども、その上のバージン材と書いてあるものが、要は天然資源というものになりまして、こちらに日本全体として、どうしてもかなり依存しているところがこれまでであるという状況がございます。

これに対してできるだけ点線の中に入った右側の国内でこういったものに由来するものを循環させていくと、資源循環業として廃棄物処理業をしっかりと発展して育成していくということが進んでいけば、このバージン材への依存度というのが段階的に下がっていった再生品の中で回せるものが増えていく。こういったビジョンを考えており、ぜひ国として進めていきたいと考えているということ大きな背景として、今日一つ目としてご理解いただけるとありがたいかなと思っています。

なお、こちらのちょっと全部内容をご紹介できませんが、国として本気で頑張ろうとしていますということのご紹介になります。現在の政権になられましてからもこういった循環経済は非常に重要な分野だということで行動計画というものが4月に作られております。

例えばメタルリサイクルや重要鉱物、そういったものがあったりしております、それぞれ分野ごとに他にも食品や繊維といった重要な分野があるかと思いますが、こういった形で包括的に循環経済について取り組もうとしているということで、ご記憶いただけると幸いです。

続いて今日 2 つ目の大きなテーマとしましては、再資源化事業等高度化法をはじめとした関係制度の最近の動向についてでございます。

いろんな法律があってもちょっと複雑になりますけれども、まず近年の法律の見直しとしましては、この後の経産省さんからももしかしたらご紹介もあるかもしれませんが、資源有効利用促進法というものがございまして、その中で改正が昨年行われて今年の 4 月から施行されております、

こちらの法律、どちらかといいますと、メーカーさんであるとか川上側、作られる側に対しての制度というものがございまして、環境配慮設計や、再利用をしやすくする対象の製品を指定するとか、そういったことを制度として位置づけてございます。

最近の動向といたしましては、こういった枠組みの中でリチウムイオン電池関係の製品の指定なんかをさせていただいております。

それから、この先はまだ施行されていない制度も含んでいきますが、この度の国会におきまして、太陽光パネルのリサイクルを促進するための新たな制度も整理されております。

こちら右手の方にございまして、太陽光パネルの設置に関しましては、2010 年代前半に FIT 制度ができて、そこから導入が大幅に進んでいることもございますが、耐用年数との関係で 2030 年代に入っていくと、どうしてもある程度寿命を得て廃棄されるものが増えるかなというふうに見込まれております。

そこを見据えて今回新しく制度を作らせていただいて、主には大量に使用済みの太陽光パネルを排出するような事業者の方に対して、届出の義務付けをするとか、一定の法整備をさせていただくようにしております。

また、他のリサイクル法と同様に主務大臣が認定する施設についての制度を整備するとか、そういった形でしっかりリサイクルが促進されるようにしていこうとしております。

こちらの制度は交付から 1 年半以内ということで施行される予定ですので、おおむね来年末頃までに開始されるというふうになります。

それから、こちら制度そのものではないですが、リチウム電池、非常に発火事故等が増えているということで、報道等でもご覧の方が多いかと思いますし、廃棄物処理業であるとか市区長さんで、実際にその処理施設を運営されている方々におかれましては、非常に日々モニタリングでありますとか、発火事故の防止などにご苦労されていらっしゃるものと存じます。

これに対して昨年度国の方では、関係する省庁で連絡会議等を行いまし、その中でリチウムイオン電池総合対策パッケージというものをまとめております。

それぞれ製造・使用・廃棄といった各段階で、こういったことを関係者の方に注意していただきたいということをまとめておりますので、ご関心がございましたら後ほどこういった用語を入れていただくと、いろんな情報が出てまいりますので、ご確認いただければと思いますけれども、環境省の関係で言いますとしっかり廃棄をしていただきたいということで、適正な分別といったことを、市区町村さんに行っていただきやすいような取組の支援等を現在行っております。

それから金属スクラップ等に関してですが、今回の国会で改正された廃棄物処理法等におきまして、従来は廃棄物でないものだと規制がかかっていなかったものに対して、どうしても海外に流出していったり、不適正な処理が行われる場合があるので、2年半後までに法律によって各地域で、埼玉県さんも条例を作られているかと思いますが、それと似たような制度を各地に全国共通で網をかけられるように、法整備したというものでございます。

こういったいろいろな取組に加えて、さらに最近では海外からの人材も各業務の分野で活躍されていますけれども、廃棄物処理業におきましても来年度からこういった担い手確保を支えていけるような取組を始めておりますので、まだ準備を進めている段階ではございますが、対象になることはすでに決定してきておりますので、民間企業の方々におかれてはこういったことも使えるのだなということをぜひ覚えていただきたいと思います。

それでは制度の内容について、再資源化事業等高度化法の方に移ってまいります。ここまでご紹介してきたいろいろな制度と違いまして、再資源化を高度化していくということで、ある意味サーキュラーエコノミーをしっかりと進めていくために、最近政府の方で整備した法律ということになります。

ポイントはいくつかございますが、大きく分けると2つございまして、基本方針の策定は割愛させていただくと、中段に再資源化の促進底上げというのがございまして、こちらは産廃やプラスチックとかの取扱量に応じて、一定規模以上の取扱いがある方に関しては自治体さんに報告していただいて公表する、そういったことでしっかり再資源化を促していき、底上げを図ろうとしております。

これに加えて、先進的な取組に対しては環境大臣が一括的な認定をさせていただき、自治体さんごとの許認可を必要としない制度にしております。

こちらは次のページでご紹介させていただくと、イメージが3つ書かれています。1つは冒頭で申し上げた製造業等との連携というところが国内で課題になっていますが、リサイクル材料を製造業等に供給していけるような、そういった高度な安定した枠組みで事業をしていただくという質と量を確保できるものに対して環境大臣が認定をする、そういったものを現在進めようとしておりまして、この後も実際の事例をいくつかご紹介いたします。

これ以外に2番目の右下に、高度分離・回収事業というものがございまして、例えば先ほどもご紹介したリチウムイオン電池とか、現在市場ベースだとそれほどリサイクルを回せていないこともある、そういったものも含めてしっかり回収・分離し、リサイクルしていけるような特定の物品について対象にしていくといったものでございます。

3番目は少し色合いが違いまして、こちらは脱炭素等の設備投資をしっかりとさせていただいて、その効率化を図るといったような事業に対して認定ができるような制度になっております。

ポイントは、やはり1つ目の動静脈連携ということでございまして、ぜひこういった事業とかを考えていらっしゃって、認定に関心を持っていただけるとしたら、ご検討いただけるとありがたいなと思っています。

個別の内容につきましては資料にそれぞれまとめさせていただいておりますけれども、比較表が22ページにございますのでそちらでご説明をさせていただきます。

現在の廃棄物処理法では各種の技術基準や、欠格事由とかさまざまございますが、これらに合致する又は欠格事項については合致しないといったところに対しまして、都道府県の方から認可されるわけでございますが、この再資源化事業高度化法に関しましては、こういったものは満たしている

前提で、冒頭で申し上げましたように例えば類型①というのが動静脈連携というものになるのですけれども、再生材の安定供給であるとか、それをしっかり供給されているかどうかトレースできるとか、そういったことを要件に加えております。

また、類型②の分離・回収事業につきましても、しっかり生産性が向上できるようなものが、物品ごとにできているとか、そういった上乗せ要件を満たした事業に対して認定させていただいて、廃棄物処理法の許認可を要せずに事業できるというふうにしております。

今後関係事業者の方や、事業者様の方で進めていただけるとありがたいかなと思っておりますのは、こういった制度がまずできたということをこういった場とかでぜひ知っていただくとともに、できるだけその広域的・効率的に事業をやっていきたいという意欲をお持ちの事業者の方に対しては、ここに書かせていただいたような技術的・経済的な観点を踏まえてしっかり再資源化ができるとか、この辺りは民間企業様であれば自ずとお考えだと思いますので、自治体様の方でいろいろな意欲をお持ちの事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひお話を聞いていただいて、環境省や私ども地方環境局にお取り継ぎをいただいて、ぜひいろいろな案件を作っていけるように連携していけたらと思っております。

最後に、認定の事例が実際に今年の４月に第１号で３つ出ております。１つが、動静脈連携に関しての類型①というものでございまして、本県の中にも立地されています石坂産業さんも含めて認定を取られております。

内容については、次ページ以降でご紹介させていただきますと、まずこちらの石坂産業さんは、自動車メーカーの方にプラスチック金属精錬会社さんの方に金属ということを出していくと、そういう動静脈の連携をしていくということで認定をさせていただいております。

以降は関西の企業さんになりますが、DINS 関西さんが充電式の電池ハンディファン等に入っているものを機械式の装置で選別して、精錬会社さんに収めるということを安定してやっていこうという事業で認定をされてございます。

また、最後に認定の類型②ということでございますけれども、こちらの太陽光パネル等から発生するガラスであるとかセルシートというものを分離して製造会社に持っていくという事業スキームを組まれている浜田さんという会社がございまして、こちらの３件が現在ございます。

以上雑白なところでございますが、いろいろ制度があつたりとかで、私どもの取組をご紹介させていただきましたけれども、私ども関東環境局自身は、1月末に資源循環・自治体フォーラムというものを開催させていただきました。

こちらで本日申し上げたようなサーキュラーエコノミーに関しての動向をご紹介するとともに、関係者の方からパネルディスカッションをいただきまして今後の課題などについて、いろいろ意見交換を深めさせていただきました。また、意見交換の機会も設けさせていただきました。

今後の取組でございますが、先ほどの自治体フォーラムの方の今年度につきましては 都内で8月6日に開催させていただく予定であります。すでにご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、まだ受付しているセッションもございますので、ぜひご検討いただければと思います。

それから私ども自身としてしっかり力を入れていきたいなと思っておりますのは、各種申請にしっかり対応していくことは当然のことでございますが、いろいろ本日も含めてお声掛けをいただいたら、なぜこういった取組を国として進めようとしているのかとか、いろいろな制度がたくさんあって複雑なところがございますので、ご関心に応じてしっかり説明・紹介していけるようにしたいと思っております。

そういったことはこの後、ご講演を予定されている経産省さんともよく連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、今後何かありましたら遠慮なく連絡をいただければと思います。

何かございましたら、こちらに連絡先を書いてございますので、いただければと思います。

私からの発表は以上になります。
ご清聴どうもありがとうございました。

【質疑応答】

(司会) ご質問があります方は、挙手をお願いいたします。

(質問者) 埼玉県川崎と申します。

サーキュラーエコノミーにしばらく関わらせていただいて、国がどんどん変えていただいておりますが、いろんなところに分散している資源を回収して運搬をもうちょっと効率よく安くできる方法があつたらいいなと常々思っているのですが、国として打開策を考えておられるならよろしくをお願いします。

(甲斐) ご質問ありがとうございます

非常に難しい課題だなとは思ってはおりますが、今日のスライドで申し上げますと、7 ページに再生資源供給サプライチェーンの強靱化というもの示しております。

こちらの図では一つでお示ししているのですが、実際にはサーキュラーエコノミーといってもいろんな対象物がございまして、プラスチックや金属、特に金属の中にも先ほど申し上げたりチウムや鉄・非鉄とかですね、金属とかいろいろものが種類あると思っております。

実際に、それらをどう広域的に回収して事業化していくかというのも実際には概念としては、共通のものでやっていく必要があるのだろうと思いますが、市場性や取扱い上の留意点等も様々ですので、今後についてはある程度、物ごとにどういうふうに連携体制を作っていくのかとかですね、私も広域行政機関の立場としては考えていく必要があるのかなと考えております。

それに対して国全体でどういうことをしているかについては、今のところ個別にいろいろ補助をさせていただいたり、普及啓発のツールとか、特に市町村さん向けにはそういったものを整備するとか、いろいろやらせていただいておりますが、先駆けについては一つ一つのものの性質に応じて、もう少しうまく戦略を考えていくというか、業界さんや自治体さんと、それぞれよく意見交換させていただいて、取組を考えていく必要があると思っております。

なかなか一つの概念で全部くくって同じようにやろうとしても、うまくいかないところがあるのかなというのは、少しいろいろやり始めていて感じておりますので、物ごとにいろいろ考えていく必要があるというのは感じております。